

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

### 香川県人事委員会規則第17号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成16年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の規定の適用の特例）</u></p> <p><u>第3条</u> 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（条例第4条第1項に規定する企業職員を除く。）に対する職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第4章から第6章まで並びに公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）第2章及び第3章の規定の適用については、職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）第16条の規定による採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。</p>	<p><u>第3条 削除</u></p> <p><u>第4条及び第5条 削除</u></p> <p><u>（一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等）</u></p> <p><u>第6条</u> 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（条例第4条第1項に規定する企業職員を除く。以下「一般任期付職員」という。）については、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）別表第8から別表第14まで及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号。以下「学校職員初任給規則」という。）別表第2の級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）の試験欄の「正規の試験」又は職種欄の区分のうち、当該正規の試験又は職種に対応する区分を適用する。</p> <p><u>2 一般任期付職員に対して、初任給規則第10条第1項第2号又は学校職員初任給規則第9条第1項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。</u></p> <p><u>（一般任期付職員の号給の決定）</u></p> <p><u>第7条</u> 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該</p>

さかのぼった日において、初任給規則別表第18から別表第24まで又は学校職員初任給規則別表第6の初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄又は職種欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

（初任給規則等の規定の適用に関する読替え）

第8条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第9条第1号中「第17条第1号又は第2号に該当し、同条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成16年香川県人事委員会規則第1号）第7条」と、初任給規則第25条第1項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第7条」と、学校職員初任給規則第8条第1号中「第16条に該当し、同条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成16年香川県人事委員会規則第1号）第7条」と、学校職員初任給規則第24条第1項第2号中「第16条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第7条」として、これらの規定を適用する。

（雑則）

第9条 略

（雑則）

第4条 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。